

京都家庭裁判所委員会議事内容

1 日時 平成20年5月28日(水)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所 京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

梶山玉香委員, 田中泰子委員, 十一元三委員, 直野伸之委員, 山下徹朗委員,
浜田昭委員, 藤原重美委員, 松井芳子委員, 吉田眞佐子委員, 新倉英樹委員,
西村則夫委員, 生熊正子委員

(京都家庭裁判所職員)

播磨裁判官, 下坂首席家庭裁判所調査官, 井尻家事首席書記官, 石川少年首席書記官,
渡辺家事次席家庭裁判所調査官, 築山総括主任家庭裁判所調査官, 有岡家事訟廷管理
官, 増田家庭裁判所主任調査官, 吉雄主任書記官, 川嶋主任書記官, 黒坂事務局長,
松本事務局次長, 西村総務課長, 前田総務課課長補佐, 濱口総務課庶務係長

4 議事概要

- (1) 京都家庭裁判所西村所長あいさつ
- (2) 新委員及び同席職員等の紹介
- (3) メインテーマ「時代に応じた家事調停を実現するために」
(は委員, は裁判所事務担当者を, それぞれ示す。)

(テーマ1) 適切な調停委員の確保の方策について

家事調停事件の概況及びテーマ1についての説明

本当に調停の成立というのは, 調停委員の力量に負うところが大きいと思う。当事者の気持ちとしては, 話をよく聞いて欲しいし, 一定の時期が来たらきちんと自分の見解を示して説得して欲しいとの思いがある。当事者の話をしっかり聞いた上で, もしこのまま手続が続いたらこうなりますということを示してもらえると, 結構早く納得される方が多い。当事者本人も, 代理人の弁護士が言うよりも, 裁判所に言ってもらった方が, 納得することも多いと思う。

調停委員の確保の方法については, 大阪の簡易裁判所などでは公募も行っていると聞いている。京都家裁では, そういうことを検討する余地はあるのか。

調停の実際を見ていると, 経歴がどうかということではなく, 家庭にかかわる紛争を抱えて本当に悩んだり, 精神的に不安定になっている人たちの話を辛抱強く聞いて, こ

る合いのいいところで適切な助言や説得のできる人柄が一番大事である。公募方式に対しては、面接の受け答えだけで本当に人柄が分かるだろうかという不安もあり、例えば、調停の実情を知っている方からの調停に適した人だとの推薦があれば安心できる面がある。

先程の説明で、個人による応募が意外にあるとのことであったが、公募ではないとすると、最終的には面接で決めているとしても、採用の決め手は個人的な推薦ということになるのか。また、それはどれくらいの割合なのか。

最近では、調停委員になりたいと飛び込みで来られる方もいる。調停委員その他の推薦書を持って来る方もそうでない方もいるが、推薦は要件ではない。その割合についての資料は持ち合わせていない。

家庭裁判所の中で選考委員会を設けているのか。人柄と熱意以外にもいろいろな条件があるが、その条件を全て満たす人はとても少ないのではないのか。また、そういう人柄の方を家庭裁判所で求めているということが、一般の人に周知されていないことが問題だと思う。公募は非常にリスクが高いというのはそのとおりだと思う。

また、調停委員として採用された後の研修はどのような形でどうされているのか。例えば、ロールプレイング法等で勉強してもらった上で、実際に調停に出てもらおうというような過程をとっているのか。

裁判所内部の所長や調停事件担当の裁判官等を選考委員とする選考委員会によって、書類選考及び面接選考を実施している。

研修については、裁判所による研修はもちろんのこと、調停委員による自主的な研修会も非常に熱心に行われている。調停の成立率がよくなってきているのは、そういう研修の成果もあるのではないかと考えている。

良い人材を求めることはもちろんであるが、調停委員になった後の研修とその後のモチベーションを高めることがとても大事なことだと思っている。

先程、成立率が上がったという話があったが、裁判官による遺産分割に関する勉強会を連続して実施してもらったり、調査官による面接交渉に関する研修会を連続して実施してもらったり、「調停の手引」を作ってもらったり、調停委員の意見が反映された書式を作成して提供してもらったりと、調停委員のモチベーションを高めるための裁判所からのいろいろな提案があり、ここ2年くらいはとても盛り上がっているように思う。

最近では、裁判所の裁判官や調査官、書記官といったいろいろな職種の人が集まって、調

調停委員と一緒にやっついこうという姿勢を見せてくれているので、いい雰囲気になっていると感じている。これからも裁判所から調停委員のモチベーションを高めるような働きかけや研修をしてもらえると、調停委員の能力や紛争解決に向かう気持ちも高まるのではないかと思う。

そうした調停委員による自主的な勉強会は、参加する人はよく参加するが、参加しない人はほとんど参加しないという傾向ではないか。

全くそのとおりで、熱心な人はどの研究会にも出ているが、本当は一番研修を受けてもらいたいような人がなかなか参加されないという状況があるので、その点は、裁判所としても何か考えていただかないといけないのではないか。

推薦とかいう以前に絶対にクリアしなければならないような、例えば交通違反をしてはいけないといった最低限の縛りはあるのか。

調停委員は非常勤の公務員なので、それはある。

現在の京都家裁の調停委員の総数は、事件数に対して総量的に適当な数字なのか。また、非常勤の公務員ということだが、報酬はどれくらいなのか。

今のところは事件数に比してうまく回っており、数としてはほぼ充足している。

報酬額は、通常は1万5950円、執務をした時間が3時間以下であれば9,000円である。

商工会議所にも推薦依頼があり、何人か推薦をさせてもらっているが、私どもも資格要件をよくわからないままに地域の名誉職的な感覚でお願いをして、どういう仕事なのかをあまりご理解いただかないままに就任してもらっているので、皆さん一様に、いざ就任してみて初めて、調停委員の大変さが分かることになる。経済界でどれだけ立派な会社を起こされている方でも、当事者にとっては、そんなの関係ないという感じであり、経済界から調停委員になられた皆さんからは、報酬ということよりもまず、いざなってみると大変だということを本当に真剣に考えられる人でければ、調停委員になってはいけないのではないのかという意見が多かったように思う。

確かに商工会議所に所属の方は現職の会社経営者であり、お忙しい中を調停委員として落ちついた気持ちでじっくり話を聞いて調停をしていただいたり、相当の件数をやっいただくのは、実際問題としてはなかなか難しい状況にあるかもしれない。ただ、専門分野の知識と経験を活かして調停をやっいただくのは有り難いことであり、そういう方には、たまに何件かやっただけで十分である。

調停委員は、自分の所属や立場を名乗って調停をするのか。

そういうことはない。

先程、報酬を聞いたのは、ボランティアであればより社会参加みたいなものにつながると思うが、もし調停委員がかなり専門的な知識やそれを付与するための研修が必要であるのなら、この先、そういうボランティアに頼っていてやっていけるのかということである。つまり、紛争の内容も非常に先鋭的になったり多様化したり、しかも、かつてのように一定のモラルや価値観で説得したり理解することが徐々にできなくなってきている時代の中で、果たしてやっていけるのかということに危惧している。

それは本当に微妙なところである。全く報酬を度外視している方もおられるかもしれないが、やはり報酬をもらえれば有り難いと思ってやっておられる方も在ると思う。特に定年後、時間もたくさんできたので、ぶらぶらしているよりは何か仕事をしたいという方もいるが、報酬のためだけという気持ちではなかなか務まる仕事ではない。むしろ、報酬だけが目的であればあまり割に合わない仕事だと思うが、一定の報酬もある上に、当事者を紛争から解放してあげたという満足感、ボランティア的な気持ちが相まっている仕事だと思う。

調停が1日2、3件になることもあるが、世間の時給に比べれば多い方だと思うし、報酬をいただけるのはもちろん有り難い。しかし、調停委員にはやはりボランティア精神というか、自分が何か社会の役に立っているということがとても嬉しいという気持ちの人が多く思う。

本庁の調停成立率が上がっているのは研修が奏功しているというのであれば、支部でも本庁と同様な研修を定期的に行ったり、テーマを決めて巡回してやっていくといった手立てを講じることを考える必要があるのではないのか。

家事調停委員研究会、家事調停委員ケース研究会及び家事実務研究会という3つの研修を裁判所の主催で実施しており、これは本庁だけでなく支部でも同じように行っている。

支部において調停成立率が低いのは、多分その地域の住民の方と調停をする方との間に若干の意識の差があるのではないかと考えており、支部についても本庁の職員等を派遣して、最新の問題については本庁と同じレベルの情報や技能等を備えられるような体制をつくるということを考えていきたいと思っている。ちなみに、園部支部では平成19年度から、本庁の家庭裁判所調査官等が園部に赴いて、ロールプレイングや技法等の

研修等を実施している。今後は、園部以外の福知山、宮津及び舞鶴の各支部についても強化していきたい。

弁護士会が実施したアンケート結果で、調停委員が、相手の意見を伝えるだけで取次役のようなことになっているので、調停委員会としての意見を持って相手をもっと説得してもらいたいとの意見があるが、調停委員としては、とりあえずは双方の言い分を聞かなければならない。当事者から見れば相手をもっと説得してもらいたいという面もあると思うが、調停では不貞の有無など事実関係について争いがあると訴訟のように事実認定をして進めることはできにくいという制約がある。ただし、調停委員には、できるだけ当事者のほうで争いのない事実、間違いのない事実、あるいはもうほぼ確実な事実を基にして、例えば養育費を計算するところになりますよとか、婚姻費用はこうなりますよという説得をしてもらっており、そのことが調停成立率の上昇という結果になっているのではないかと。

同じアンケート結果で、職業経験のある女性委員がいないのではないかとこの意見があるが、当庁における女性調停委員の有職者率は、52.9%である。

同席調停を実施してはどうかとの意見もあるが、同席は絶対嫌だと言う人もいるので、その場合にはもう無理である。しかし、相手の意見が本当に本人の言っている意見なのか、周りの親などに言わされているのではないかと行ってなかなか納得しない方もおり、その場合は同席をお願いし、話を直接聞いた結果、納得して成立したという事件もある。

(テーマ2) 当事者からの苦情への対応の在り方について

テーマ2についての説明

私の勤める知的障害者の施設の職員に対して、結構親族の方から苦情がある。大学教授、民生委員と施設の監査委員の3人による苦情解決処理委員会という第三者委員会を施設に設けており、受けた苦情に関しては親切丁寧に対応しており、施設長である私がきちんと聞いた上で、解決できることとそうでないことの判断をしながら委員会に持って上がっている。職員の処遇が虐待であるというようなことになると、やはり委員会の意見を踏まえて市町村や京都府というようなところにも上げることになる。

やはり言葉のやりとりが原因というのが多く、職員はそんなつもりで話していないにもかかわらず、受け手が曲がって取られることは往々にしてあるので、その辺はしっかり時間をかけて聞くことで、割と納得してもらえと思う。「虐待」という言葉を使わ

れた場合には、施設だけでは解決できないので、やはり行政に専門的に持って行って判断をしてもらうこともあるが、これまでにまだ大きなことになったことはない。聞くことで3分の2以上は解決につながっている。苦情があった場合には、職員から話を聞いた上で、その対応がまずいということがあれば必ずその職員に伝え、保護者の方に対してきちんと説明をして分かってもらっている。

京都弁護士会では、ホームページにも出しているが、苦情や要望についての市民窓口を作っており、そこで弁護士に対する苦情を聞いている。事案によって当該弁護士にも言う場合もあるし、紛争になってしまうような場合には、紛議調停とか懲戒委員会という手続があるということをお知らせするようになっている。調停委員に対する苦情があった場合にも、もちろんその内容にもよるが、当該調停委員にお伝えした方がいいのではないかと思う。

私たち弁護士でも、調停委員に対して不満があるときはあるが、不満があっても何とか最後まで調停でやりたいと思う以上は信頼関係がなくなるとは困るので、我慢する。当事者本人であればもっと不満があると思うので、苦情を言ってきた場合は、きちんと調停委員に伝えて欲しいし、裁判所としても苦情の窓口が分かるような形で作ってもらった方がいいのではないかと思う。もちろん誤解の場合もあるだろうが、窓口があることを知らないために苦情を出せない人は多いのではないだろうか。

不満があるけれどなかなか言えないというのは、例えばどんなことか。

事前の準備が十分できてないとか、話を聞いていないということがある。また、調停委員が気もそぞろで、何か話をしっかり聞こうというのではなく、自分の思いを伝えるだけで、こちらの言うことをあまり聞いてくれないと思うことがたまにある。それから、一度調停を申し立てて、別の関連事件も次々と調停にかかることがあるが、全部ずっと同じ調停委員になる。一旦取り下げて、しばらく経った後に申し立てても、また同じ調停委員で、相性もあると思うが、合わなかった場合は、「またか。」という感じの話を聞くことはある。

新聞社に対する苦情は、かなりの数ある。苦情専門の部署を設けており、部長級をヘッドに、現在、アルバイトも入れて8人ぐらいで構成している。苦情、問い合わせ、ミス、の指摘、ご意見が一日40件から60件ぐらいの間だと思うが、多いときは200件ぐらい来るときもある。その中には、もちろん問い合わせや記事にしてもらえないかというものもあり、純粹に苦情と言えるものに、ご意見とミスの指摘といったものを入れ

ると、一日に10件から十数件ぐらいかと思う。

処理の仕方としては、読者応答室のスタッフがまず話をお聞きして、そこで納得してもらえる場合がある。納得できない場合は、事実関係を調べなければならないので、出稿部門や原局にその事案を伝えて、そこで調査した上で、こちらに非があれば、電話で謝罪したり、訪問して謝ったりするが、非がなくて、一方的な言い分の場合は、訂正には応じられないという対応をする。それでも納得されない場合は、私のところにやってくる。そこで書面のやりとりといった処理をして、さらに納得されない場合は、もう裁判所にでもどこにでもどうぞというような形にならざるを得ない。そういう手順でやっている。今、一番悩ましいのは、一方的に、例えばインターネットで攻撃をしてくる場合が結構ある。不特定多数の人たちに、新聞社を攻撃しようという呼びかけをして、意図的に悪意を持って攻撃をしてくるというようなケースもあるので、これは法的に犯罪すれすれかと思うが、余りその部分で抵抗していいものかどうかという問題があるので、そういう場合は、鎮静化するまで大体2週間ぐらいは待つ。やるとしても、せいぜい2週間くらいまでで、1か月以上経ってやることはなかなかないと考えている。

民間の企業は、ほとんどお客様相談窓口みたいなものを設けているので、裁判所もできれば、第三者委員会とまではいなくても、ある程度専門の窓口を、それもリーガルサービスの一つだというような位置づけでやるのが一番いいのではないかという気がする。

検察庁に対する意見や苦情については、その内容や程度に応じて、最終的な対応は私が行っている。苦情は、無記名の投書で寄せられる場合と、実名で寄せられる場合があり、その中には、きちんと把握しておかなければならないものがあるので、誠意をもって話を聞くことが大事だと思う。苦情を言う方も、話を聞いてもらえれば満足される方が相当数いると思う。また、苦情を直接本人に言う場合、直属の上司や上級庁に寄せられる場合があり、いずれにしても、実際にその苦情の内容の存否を判断しなければならない。そこで、直接本人に言ってきた場合には、まず必ず上司に報告するようなシステムにしておく必要がある。

苦情を受けた場合に、必要以上に気が病んでしまう職員もいるので、職員個人に任せきりにしないこと、ときにはメンタルヘルスの配慮が必要な場合もあると思う。

司法書士会では、ほとんどが一般からの苦情は電話で事務局に寄せられている。その対応は、副会長3名と総務部長、副部長2名の計6名が持ち回りで行っている。事務局

に苦情の電話があると、役員の電話番号を教えて、そちらに電話をしてもらっている。

私も副会長の一人として、苦情対応の電話に当たってきたが、苦情と言っても、いろいろなレベルがあり、中には会長指導や綱紀委員会に上げなければならないような事案もあるが、私が心がけているのは、まず言い分を聞くということである。相手が何を言いたいのかを理解して、意味が不明なところは当然問いただすことが必要だと思う。苦情には様々なレベルがあるが、一般の企業と違うのは、資格者で独立して仕事をやっている同業者の団体なので、苦情の対象になっている当該会員に対して、何でもかんでも言うのではなく、本当に問題視しなければならないような事例について当該会員に電話で事情を聞いている。一般の企業であれば、単なる不親切というようなことであってもやはり改善しなければならない点であり、何らかの対応が必要とは思いますが、独立して仕事をしている者にとっては、指導の対象にはならず、苦情を聞くだけで特に対応しないということも結構多い。

大学では非常に早くからそういう制度を持っている。特に学生からの成績の苦情なども最近是非常に多いので、成績や授業の進め方自体への苦情の窓口を置いている。

成績に関する苦情は、すぐに当該先生に書面をそのまま送る形になっているが、授業の進め方については、相性の問題や本当に改善すべき話かどうかという微妙なところがあるので、学内の教員が努めている委員が間に立って対応している。他にハラスメント関係の委員会を置いており、これは、昔はセクシュアルハラスメントとかアカデミックハラスメントと言われていたものであるが、今はキャンパスハラスメントという形になっている。専門の教員が毎年選任されて担当しており、必ず研修を受けて相談員という形で対応している。

より大きな問題の窓口としては、昨年、倫理審査室を設けて、いろいろなところからの苦情の窓口という形でホームページにも載せている。そうすると、本当に対応が必要なものとそうでないものとの選別が必要になるので、倫理審査室には法律系の教員と、会計系の教員とが必ず主事として関与することになっているが、そちらの方は件数としてはそう多くない。しかし、大学の中のシステム、例えばハラスメントやクレームコミッティと言われている成績評価や授業運営の仕方に関する苦情はかなり件数が多いと思う。

最近は何らかの精神的な病気が、離婚問題などの家庭を巡る紛争の一因になる場合もあるし、何か紛争があって、それを気にするあまりに、精神的に非常に弱ってしまうと

いった人も相当数いる。そうした場合に病名や精神疾患といった言葉を何度か使ったのがけしからんという苦情を受けることがあるが、どのように対応すればいいのか。それが本人の場合もあるが、父親からの強硬な苦情、抗議ということもあり、本当に難しいところがある。

今、精神医学は激動の時代であり、昔は精神障害というと病気のイメージだったが、持って生まれた強い個性のうち、専門的な理解と支援を必要とするものの、一部は発達障害という形で精神科の対象として取り上げられるようになった。これは子供にも大人にもいて、例えばある発達障害を取り上げると、一方では研究者になったり、法曹界の方になったり、ノーベル賞を取ったりしながらも、一方では不適応を生じて脱線すると一般の少年とは違う形の非行を招くこともある。そういう方を含めると、結局、全人口のかなりの割合が何らかの診断がつくということがわかってきた。

今回のテーマとの絡みでは、調停事件で家庭裁判所調査官が相談に来る場合があり、大抵は難渋しているケースであるが、そういうケースは、背景に精神医学的問題が絡んでいる。そうすると、通常、話をよく聞いて和解させようとする場合は、いろいろな事情もあるけれども話せばある程度わかるという方針で進めていけるが、どうしてもお互いの共通理解が得られないという事件に踏み込んでみると、いわゆる心理社会的要因では説明できない精神医学的な問題が、当事者に見られたりすることがよくあり、その視点がない限り、もめている理由が理解できない。少年事件でもそうであるが、家事事件でもやはりそういうのがかなりあると思う。そうすると、例えば、親権の問題を争う際に、以前は、非常にまじめな、よくこまめに動くご主人と、少しわがままな奥さんというふうに見えていたものが、診断に気づくと事実は真反対であり、実は奥さんのほうが極めて普通の感性を持っていて、ご主人の度の過ぎたこだわりが問題になっていたということもある。

現実の様々な事案を扱える調停委員を確保する際に、やはり一部の調停委員には精神医学的な基礎的知識を有するという資質を担保することが、これからの科学的な判断に必要なだと思う。

当事者からの苦情には、当然、正しい指摘も含まれており、これは見逃してはいけないと思うが、やはり一日中電話をかけてくるとか、ファックスを何百枚も送ってくるというのは、常識を逸していると考えられる。その場合、送ってくる側に人格障害の問題があったりすると、不当に当該調停委員が非難されないようにするという意味でも、き

ちんと精神医学的な見立てをすることは、非常に大事になってくる。

このように、今後は精神医学的な知識を持っているという資質がかなり調停委員に求められると思うが、制度上難しいのであれば、外部相談の形で専門家の参加を認めることで、適切な調停運営が可能となるのではないかと。

(テーマ3) 子を巡る事件への対応について

テーマ3についての説明

弁護士会が実施したアンケート結果で、実質的に共同親権が確保されるような調停条項を工夫してもらい、妻や養育親を説得することを強く望むという意見があるがどうか。

共同親権に近い形が認められるような事件であれば、弁護士の関与は必要ないような事件だろうと思う。弁護士が関与する事件では、非常に紛争も激烈で、お互いの感情のしこりも大きいので、とても共同親権が勧められるような事件はないような気がする。また、母親の方が、いくら子供にとっては父親だとしても、顔を見たくないとか会いたくないというのは、やはり心が傷ついていて、それを思い出すのが嫌だという気持ちもあると思うし、暴力まではなくても、暴言などで非常に怖いと言う方は多い。ただ、子供にとって父親と会うのも必要なことだし権利であるということを、家庭裁判所で家庭裁判所調査官や裁判官に説得されて、それならということで納得する方もいる。お金の問題であれば、どこかで折り合いはつくけれど、子供の親権はどうしても譲れないと言って裁判になってしまうケースがとても多いと思う。

依頼者が母親で、離婚後の父親の面接交渉は絶対に嫌だと言うのを弁護士が説得して、受け容れさせるようなことはよくあるか。

単に感情的なこじれとか、母親の心の傷というレベルであれば、裁判所でも最終的には面接交渉を認められると言えば、説得することはできるが、虐待とか子供に対するいろんな心の問題があると、いくら父親であっても、成人するまでは、会わせるのは子供にとって幸せではないというふうに思われる方がいるし、そういうケースもあると思う。

面接交渉事件は本当に難しく、裁判所の方針としては、両親が離婚後も子供に関心を持って接するということが、子供にとって幸せなのだから、面接交渉を実現させるように勧めるということが基本原則であり、その理屈はわかっている。しかし、例えば再婚して新たな家庭を作っている母親から、何故元の夫に会わせなければいけないのか、子供に動揺をきたして良くない結果を生じるのではないかと問われたときに、理屈や言葉で説得するのはとても難しいことだと思う。また、とにかく離婚したいから面接交渉

を1年に何回かやりますと言われても、実際にそれが実行されるかどうか不安になる場合もある。双方当事者が対立している面接交渉事件で、本当に子供のためになる解決策が何かということについて、もうひとつはっきりとした自信が持てない。

子供は親とは別の人格であり、夫婦は離婚したら他人になれるが、親子は絶対に縁が切れない。だから、別れた父親が幸せに暮らして、借金をせずにちゃんと財産ができれば子供に相続の問題も発生するので、結局、別れた父親とも子供はつながっているということを説明しており、暴力や虐待のない普通の方であれば、最終的には納得してもらえらると思う。

子供の存在が親とは違うということをもっと社会的に言っていかなければならないし、大人も学んでいかなければならないと思う。その辺を裁判所が、本日、紹介のあったパンフレットやDVDを是非とも当事者にも見てもらえるように、待合室などに置けばいいのではないか。

面接交渉について妻を説得する際に、両親が離婚しても、父親と定期的に接触することで、父親も離婚はしたけれど、自分のことを気遣ってくれていると感じることは、子供の成長にとっても、子供の幸せにも本当にいいことなんだという論法で説明をしているが、これは、精神医学的に見て根拠のあることなのかどうか。

我々もよく精神科の外来で離婚の相談が出ることがあり、つい常識を優先して、一般の意見を返すのであるが、経験論から言うと、離婚を考えている夫婦の中には、コミュニケーションが全く取れていないケースがある。お互いの生き方の違いという場合もあるが、例えば精神医学的背景の一つとして、アルコール依存症という問題が高い割合である。40歳以上の男性の大体10%ぐらいが問題飲酒行動がある。その依存症は、実は、背広を着て、きちんと仕事に行けている人たちがなるのであって、決して泥酔を繰り返さなくとも、いつの間にか人格が変わって、それが妻や子供に影響を与えている。理屈を言っては飲むが、実際は理屈なしでも飲んでおり、そのうちに家庭に崩壊をもたらす。思い切って離婚を決意する方が正解のことがあり、その様子をじっくりと観察すると、子供を見ると、父親がいない方が安定した家庭になり、はるかに健康に育っているケースも少なくはない。

無理に両親と同居を続けるよりも健康などどちらかの親や立派な里親の元で自分の人生を歩んだ方が幸せだというケースもたくさん見てきたので、いろいろ悩むところである。

安心して面接交渉ができる場所は裁判所の中だけなのか。面接交渉はどこでしている

のか。

調停を行う上で、まだ会わせるには非常に不安があるけれども、とりあえず安心できる裁判所の中で一度会わせてみて、その様子を見てみようということで、調停中に試行的に面接交渉をする場所が特別にある。1部屋だけであるが、子供用にいろいろなぬいぐるみがあったり、隣の部屋がマジックミラーになっていて、実際に会ってる親と本人以外に、相手や調停委員、場合によっては代理人も一緒に見てもらい、その結果を元に来の一手を進めるためにやる場所である。

調停委員の60歳代が63%ということであるが、離婚時に親権を争うのは皆若い親であるので、本当に子供のためになるのかどうか考えるのには、そうしたケースについての専門の訓練を受けたもっと若い調停委員が間に入って調整をしてもらうのが意味があるのではないのか。

離婚調停として申し立てられるので、申立ての段階では、親権が問題になりそうかどうか分からないところもあるが、大事なことだと思うので、ご意見を踏まえて、今後、検討していきたいと思う。

私も全く同意見で、調停委員に若い人がもっと必要ではないかと思っているが、親権が問題になる事件については、家庭裁判所調査官の関与も多く、子供の環境を調べるなどしてカバーして頂けるので、年配だからということは、調停全体としては問題がないと思う。しかし、世代間の価値観の相違については、なかなか私たち年配者には理解が及ばないところがあるように思う。

調停委員の人材確保の問題と関連して、前任庁では、婦人相談所の元職員、母子相談員、児童相談所の元職員、それから、DVのシェルターで働いている人といった、子供絡みの問題やDVの問題で苦労していた職員の人で、定年退職された方を中心にしてアプローチをして、何人かに調停委員をしてもらった。その人たちの持っている知識、経験は、私たちと全然違うところがあり、そうした専門的知識を活かさない手はないと思う。

(4) 次回期日

次回委員会は、平成20年11月ころで日程調整することになった。

(5) 閉会